



神奈川区連合町内会自治会連絡協議会
(5月定例会)



日時：令和5年5月18日（木）午後1時30分から

1 佐藤会長あいさつ

2 日比野区長あいさつ

3 警察・消防 定例報告

- (1) 刑法犯認知状況について (神奈川警察署生活安全課)
- (2) 交通事故発生状況について (神奈川警察署交通課)
- (3) 火災・救急等の状況について (神奈川消防署)

4 議題

- (1) 令和5年度日本赤十字社会費の募集について
【協力依頼】(神奈川区社会福祉協議会)
- (2) 神奈川土木事務所管内の工事予定について
【情報提供】(神奈川土木事務所)
- (3) 消防団員募集促進に関するちらしについて
【掲出依頼】(神奈川消防署総務・予防課)
- (4) 令和5年度神奈川区家庭防災員研修受講者の募集について
【事業説明】(神奈川消防署総務・予防課)
- (5) 令和5年住宅・土地統計調査の実施について 【情報提供】(総務課)
- (6) 共助の取組支援セミナーについて 【事業説明】(総務課)

- (7) 令和5年度Jアラート全国一斉情報伝達試験について
【情報提供】(総務課)
- (8) 「緊急時情報受伝達システム」の登録情報の更新について
【協力依頼】(総務課)
- (9) 用途地域等の見直し都市計画市素案の説明会開催について
【事業説明】(区政推進課)
- (10) 「令和5年度神奈川区運営方針」の策定について
【情報提供】(区政推進課)
- (11) 「区民のつどい」の開催について
【情報提供】(区政推進課)
- (12) 第5期横浜市地域福祉保健計画素案とパブリックコメントの実施について
【市民意見募集】(福祉保健課)
- (13) 消費生活情報「よこはまくらしナビ」について
【掲出依頼】(地域振興課)

※ (5)・(9)・(12) は市連会からの議題です。

≪ 6 月定例スケジュール ≫

- ・ 6 月区連定例会の開催について (地域振興課)
◇日 時：令和5年6月16日(金)13時30分～
◇場 所：神奈川区役所 本館5階大会議室
- ・ 6 月の配送便(白袋)について (地域振興課)
6 月の配送便は6月25日(日)までに送付予定です。

1 令和5年度日本赤十字社会費の募集について

協力依頼

日本赤十字社神奈川区地区委員会においては、5月から7月までを会員増強運動期間として、会費の募集を行っております。

資材の発送は5月下旬頃を予定しております。

地域の方々の健康・安全を第一とし、引き続き赤十字会員増強運動についてご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

なお、同運動の実施期間は例年5月から7月までとしておりましたが、年間を通して受付を行っておりますので地域の実情にあわせた柔軟なご対応をいただければと存じます。よろしくお願い申し上げます。

【問合せ先】

神奈川区社会福祉協議会 担当：後藤・菅原 電話：311-2014 FAX：313-2420

2 神奈川土木事務所管内の工事予定について

情報提供

今年度の神奈川土木事務所による区内の主な工事予定をお知らせします。

工事請負事業者や工事時期が決定しましたら、関係する自治会町内会長様に土木事務所よりご連絡いたします。工事期間中は地域の皆様にご迷惑をお掛けいたしますが、何卒、ご理解とご協力の程、よろしくお願いいたします。

つきましては、5月の配送便にて各自治会町内会長様あてに関係資料を1部お送りいたします。

【概要】

- ・道路修繕工事：6工事（16か所）
- ・橋梁・歩道橋修繕工事：3工事（3か所）
- ・道路改良工事：1工事（1か所）
- ・下水道関係工事：9工事（12か所）
- ・公園再整備工事：1工事（1か所）
- ・公園施設改良工事：1工事（10か所）

【問合せ先】

神奈川土木事務所 担当：川崎・遠藤・長崎 電話：491-3363 FAX：491-7205

3 消防団員募集促進に関するちらしについて

掲出依頼

消防団は、火災出場等のほか、風水害や大震災時の活動にも従事し、地域防災の中核として位置づけられており、地域に密着し、住民の安心と安全を守るという重要な役割を担っています。

本年度は、地域のご協力もあり高い充足率でスタートすることができましたが、毎年、定年等により 10 名以上の退団者が発生しています。

つきましては、地域防災の要となる消防団への入団を、年間を通して促進する必要がありますため、5月の配送便にてちらしをお送りいたしますので、掲示板への掲出をお願いします。

【掲出期限】

令和5年12月31日（日）まで（※可能な期間で結構です）

【問合せ先】

神奈川消防署 総務・予防課 消防団係 担当：天野・林

電話：316-0119 FAX：316-0119

4 令和5年度神奈川区家庭防災員研修受講者の募集について

事業説明

家庭防災員研修の御案内をさせていただきますので、自治会町内会での周知をお願いいたします。また、家庭防災員制度の変更点について併せてお知らせいたします。

つきましては、5月の配送便にて各自治会町内会長様あてに関連書類を1部お送りいたします。

【概要】

◇研修実施期間・実施回数

令和5年7月26日から10月24日までの期間において9日分を実施します。

◇研修概要

救命処置要領、地震・風水害体験、災害図上訓練等の講習を受講していただきます。

◇応募期間

令和5年7月14日（金）まで

【問合せ先】

神奈川消防署 総務・予防課 担当：長崎・青柳・吉原

電話：316-0119 FAX：316-0119

5 令和5年住宅・土地統計調査の実施について

情報提供

本年10月1日を調査期日として、統計法に基づく基幹統計調査である住宅・土地統計調査を総務省所管により実施します。

なお、本調査は多様化している居住状況や少子・高齢化等の社会・経済状況の変化を踏まえ、耐震性・省エネルギー性などを明らかにすることを目的とした調査で、昭和23年以来5年ごとに実施しており、今年はその16回目にあたります。

【調査の対象】

令和2年国勢調査調査区のうち約6分の1の調査区を対象とし、1調査単位区（50住戸前後）から17住戸を無作為抽出して調査します。

（神奈川区 352 調査区、約 6,000 住戸、調査員数約 120 人）

【調査方法】

調査員による調査票の配布・収集を行います。

【調査の日程】

- ・ 9月上旬～中旬 対象調査区内の巡回（調査地域の確認）
- ・ 9月23日～30日 調査票の配布
- ・ 10月1日～9日 調査票の回収
- ・ 10月中旬頃 調査票未提出世帯への提出依頼

※資料提供は連長までです。

【問合せ先】

総務課 統計選挙係 担当：鈴木・杉原 電話：411-7015 FAX：411-7018

6 共助の取組支援セミナーについて

事業説明

「町の防災組織」の共助の取組を支援するセミナーについてご案内します。

つきましては、5月の配送便にて各自治会町内会長様あてに関係資料を1部お送りいたします。

【参加対象者】

自治会・町内会の防災担当者

【場所・日時】

区役所地下1階機能訓練室 定員20名

- ・7月21日（土）10：00～12：00
- ・7月26日（水）10：00～12：00
- ・7月26日（水）13：00～15：00

【問合せ先】

総務課 防災担当：立川・河合 電話：411-7004 FAX：324-5904

7 令和5年度Jアラート全国一斉情報伝達試験について

情報提供

横浜市では、災害時における情報伝達手段のさらなる充実のため、Jアラートの緊急情報などを放送する「防災スピーカー」を設置しています。

※Jアラートとは、国民保護情報、緊急地震速報、津波情報などの緊急情報を、国から人工衛星を通じて瞬時にお伝えするシステムです。

総務省消防庁等がJアラートを用いて、試験情報の受信及びスピーカーの起動を確認する目的で、防災スピーカーから訓練放送が流れる訓練を今年度中に4回実施する予定ですので、情報共有をいたします。

つきましては、5月の配送便にて各自治会町内会長様あてに関係資料を1部お送りいたします。

【実施日時（令和5年度）】

- ・令和5年 6月 7日（水）11：00
- ・令和5年 8月 23日（水）11：00
- ・令和5年 11月 15日（水）11：00
- ・令和6年 2月 9日（金）11：00

【問合せ先】

総務課 防災担当：奥田・河合 電話：411-7004 FAX：324-5904

8 「緊急時情報受伝達システム」の登録情報の更新について

協力依頼

神奈川区では、避難指示などの情報を一斉にお知らせする「緊急時情報受伝達システム」を令和2年度より運用しています。

現在、緊急時情報受伝達システムには地区連合町内会長1名、自治会町内会会長を含め最大3名までの登録をいただいております。令和5年度において自治会町内会長等に変更が生じた場合には、登録情報の変更をお願いします。

つきましては、5月の配送便にて各自治会町内会長様あてに関係資料を1部お送りいたします。

※なお、登録情報の変更は7月14日まで受け付けさせていただきます。

【問合せ先】

総務課 防災担当：奥田・西山 電話：411-7008 FAX：324-5904

9 用途地域等の見直し都市計画市素案の説明会開催について

事業説明

用途地域等の見直し都市計画市素案について、説明会を開催します。

つきましては、5月の配送便にて各自治会町内会長様あてに関係資料を1部お送りいたします。

- ・動画配信 [期間：令和5年6月30日（金）から7月28日（金）]
- ・会場開催 [期間：令和5年7月3日（月）から7月21日（金）、市内16会場]

また、概要をまとめたリーフレットを、6月初旬から見直し予定区域に戸別配布するとともに、各区役所等でも配架するほか、市のホームページでも公開する予定です。

【問合せ先】

建築局 都市計画課 担当：岳村・飯島・下田 電話：671-2658 FAX：550-4913

10 「令和5年度神奈川区運営方針」の策定について

情報提供

神奈川区の令和5年度の目標や組織運営の方向性等を明確化し、組織一丸となって目標達成に向けて取り組むことを目的に「令和5年度神奈川区運営方針」を策定しました。

各地区へは、各地区担当課長から定例会等の場で説明させていただきますので、御協力よろしくお願いいたします。

【問合せ先】

区政推進課 企画調整係 担当：井上・白石 電話：411-7027 FAX：314-8890

11 「区民のつどい」の開催について

情報提供

区民協議会では今年度も区民のつどいを開催します。関東大震災から100年目にあたり、過去の実際の災害映像を通じて今後の備えを共有し、ハザードマップの有効な活用方法の確認などを行います。各自治会町内会の皆さまにおきましては、例年通り多数お誘い合わせのうえ、ご参加ください。

つきましては、5月の配送便にて各自治会町内会長様あてに関係資料をお送りいたします。

【実施概要】

◇日時：令和5年7月1日（土）13:00～15:30 まで（開場は12:30）

◇場所：神奈川公会堂

【依頼事項】

「区民のつどい」の参加について

【配布部数】

「区民のつどいチラシ」「区民のつどい参加票（ご案内）」各10部

【問合せ先】

区政推進課 広報相談係 担当：高橋・岡田・宮城 電話：411-7021 FAX：314-8890

12 第5期横浜市地域福祉保健計画素案とパブリックコメントの実施について

市民意見
募 集

第5期横浜市地域福祉保健計画の素案がまとまりましたので、幅広く市民の皆様のご意見を伺うため、市民意見募集を実施します。

素案・リーフレットは、区役所広報相談係、市民情報センター等で配付するほか、市のホームページでもお知らせします。

【概要】

◇募集期間：令和5年5月26日（金）～令和5年6月27日（火）

◇募集方法：電子申請システム、電子メール、FAX、素案又はリーフレットに印刷されたハガキ

※資料提供は連長までです。

【問合せ先】

福祉保健課 事業企画担当 担当：岡崎・平尾・金屋 電話：411-7136 FAX：316-7877

13 消費生活情報「よこはま暮らしナビ」について

掲出依頼

横浜市消費生活総合センターにおいて毎月作成している、最新の消費者被害等の事例等をわかりやすくお伝えするチラシ「よこはま暮らしナビ」について、6月号を5月の配送便にてお送りいたしますので、可能な範囲で掲示板への掲出をお願いいたします。

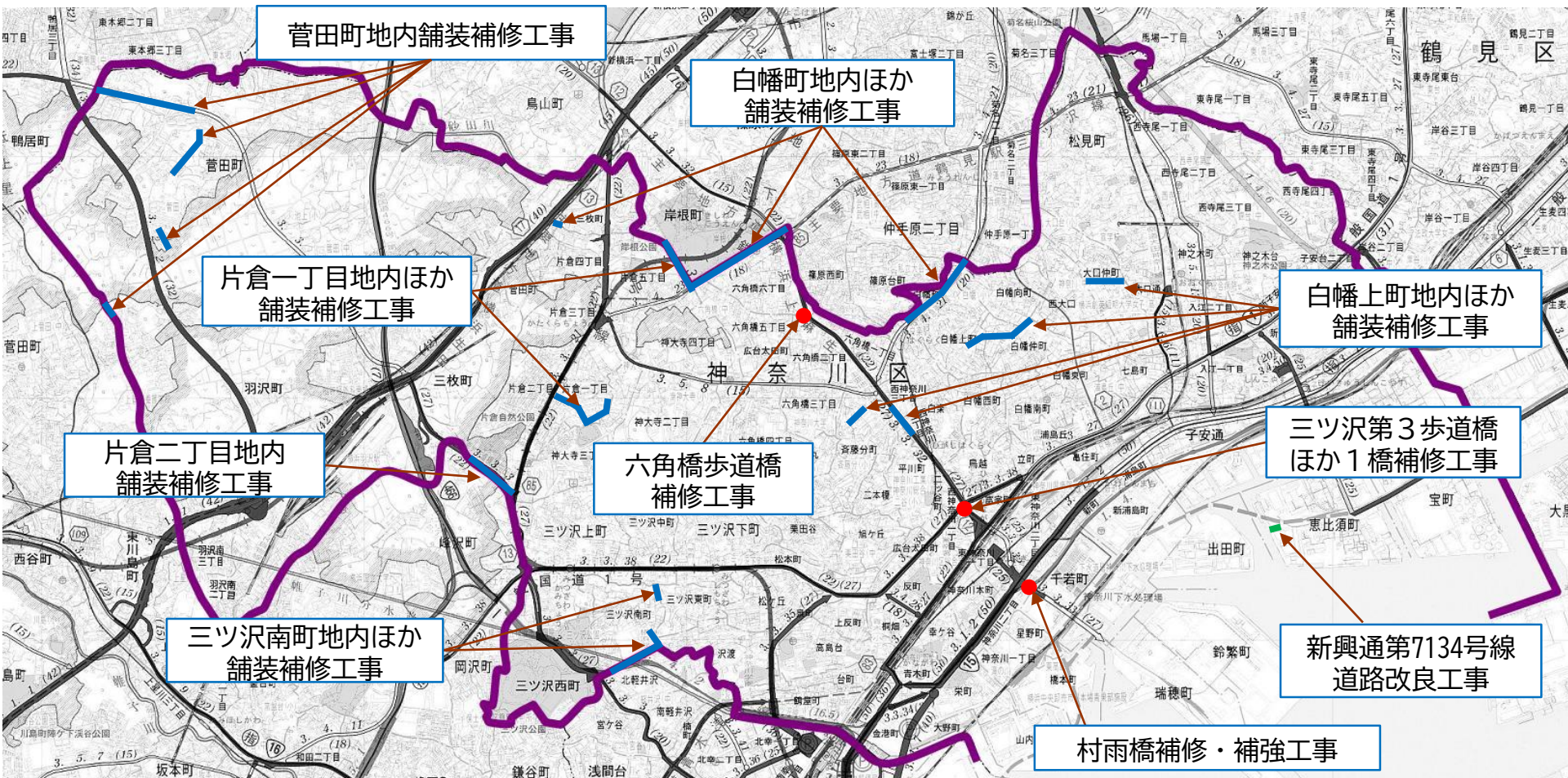
【問合せ先】

経済局 消費経済課 担当：本田・中川 電話：671-2584 FAX：664-9533

令和5年度 横浜市神奈川土木事務所所管
神奈川区 道路整備 予定箇所図
※ 令和5年4月30日時点

問合せ先
神奈川土木事務所 TEL 491-3363

※工事着手時期など、詳細が決まりましたら、土木事務所より関係する自治会・町内会長にご連絡致します。



凡 例

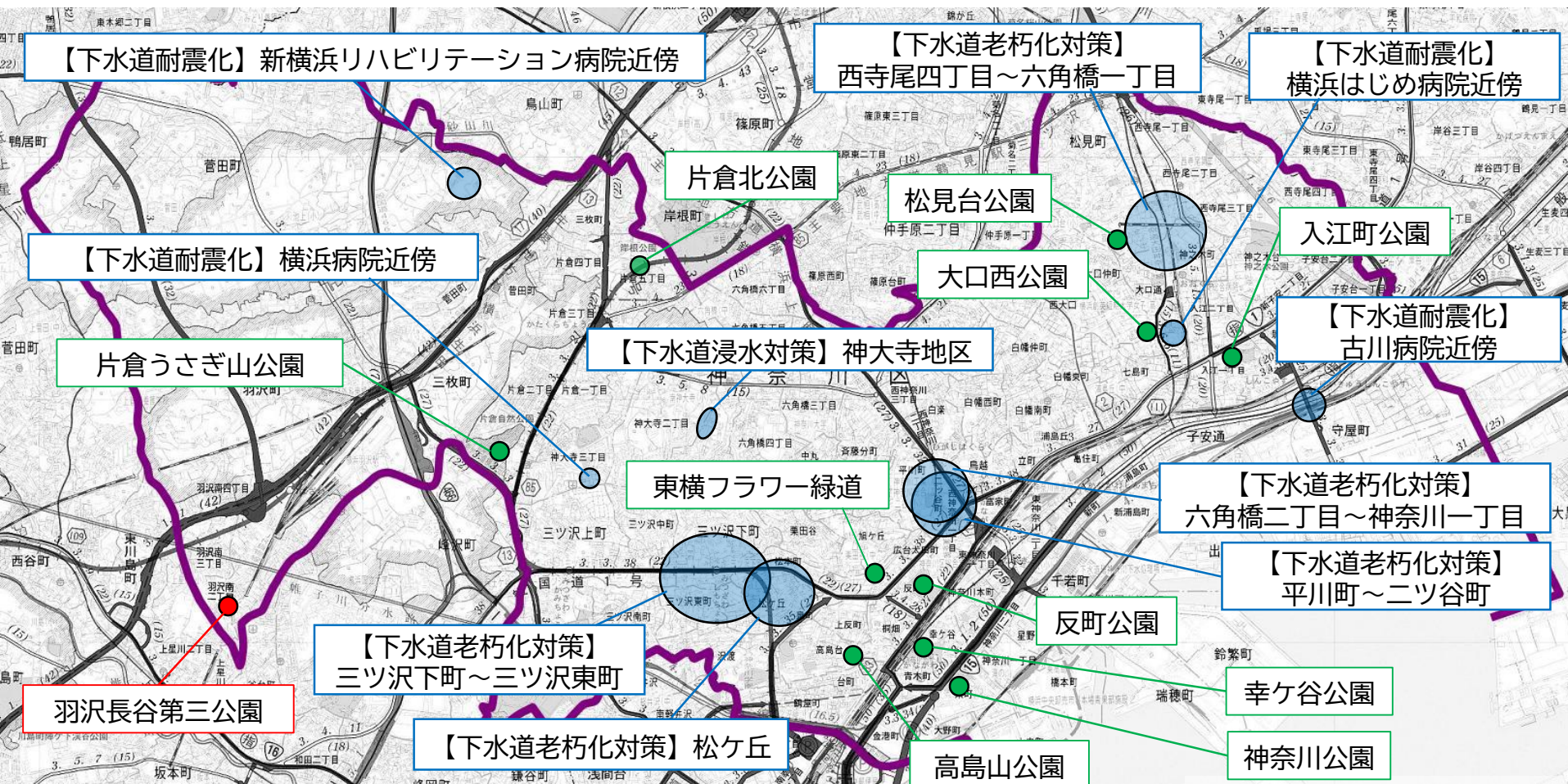
- 道路修繕
- 橋梁・歩道橋修繕
- 道路改良

0 1000m 2000m

令和5年度 横浜市神奈川区土木事務所所管
神奈川区 下水道・公園整備 予定箇所図
※令和5年4月30日時点

問合せ先
神奈川土木事務所 Tel 491-3363

※工事着手時期など、詳細が決まりましたら、土木事務所より関係する自治会・町内会長にご連絡致します。



凡 例

- 下水道整備工事
- 公園再整備工事
- 公園施設改良工事

- 【 下水道耐震化 】 地震で壊れないよう下水道を強くする工事
- 【下水道老朽化対策】 古くなった下水道を更新する工事
- 【 下水道浸水対策 】 大雨等に対応するため下水道を太くする工事

0 1000m 2000m

消防団員募集促進に関するちらしの掲出について

消防団は、火災出場等のほか、風水害や大震災時の活動にも従事し、地域防災の中核として位置づけられており、地域に密着し、住民の安心と安全を守るという重要な役割を担っています。

本年度は、地域のご協力もあり高い充足率でスタートすることができましたが、毎年、定年等により10名以上の退団者が発生しています。

つきましては、地域防災の要となる消防団への入団を、年間を通して促進する必要があるため、消防団員募集ちらしの掲出にご協力をお願い致します。

【掲出期間】

令和5年12月31日（土）まで

※可能な期間で掲出をお願いします。

神奈川消防署総務・予防課消防団係
担当：天野、林
電話／FAX：045-36-0119

消防団員 募集 中

横浜市神奈川消防団

◎ 入 団 資 格：18才以上の神奈川区内在住、在勤、在学の方

◎ 報 酬 等：年額報酬 役職が団員の場合 36,500円/年
出動報酬 火災等、災害活動に従事したとき 7,000円/回
訓練、防災指導等に従事したとき 3,500円/回

◎資格取得制度：普通救命講習、上級救命講習、応急手当指導員



神奈川消防署消防団係

☎：045-316-0119

消神総第151号
令和5年5月2日

自治会・町内会長 各位

神奈川県消防署長
(公印省略)

令和5年度神奈川区家庭防災員研修受講者の募集について（御依頼）

緑風の候 ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。
日頃から、家庭防災員の活動に御理解と御協力をいただき厚く御礼申し上げます。
さて、今年度開催する家庭防災員研修の御案内をさせていただきますので、自治会・町内会での御周知をお願いいたします。
また、家庭防災員制度の変更点について併せてお知らせいたします。

1 家庭防災員研修

(1) 研修内容・日程等

「令和5年度 神奈川区家庭防災員研修のご案内(チラシ)」を御参照ください。

(2) 研修受講者の募集

次の方法による募集を行います。

ア 個人からの応募

受講を希望される方自身が、電子申請システム（オンライン申請）
又は申込書の郵送により直接消防署へ受講申し込みをしていただきます。



電子申請システム

研修の御案内は神奈川県消防署ホームページ、Twitter（神奈川県役所）、広報よこはま等で周知します。

イ 自治会・町内会単位での応募

受講を希望される方を自治会・町内会単位で「令和5年度神奈川区家庭防災員研修受講申込書（以下、申込書という。）」に取りまとめ、同封の返信用封筒にて消防署に御郵送ください。

ウ 自治会・町内会からの推薦

例年どおり御推薦いただける場合は、「家庭防災員研修受講者推薦書」を申込書と合わせて同封の返信用封筒にて消防署に御郵送ください。

<応募要件>

満15歳以上の区内在住の方（過去に受講された方も再受講可能です。）

<申込期限>

令和5年7月14日(金)まで

(3) その他

ア 研修を受講していただくと、横浜市長名の修了証が交付されます。

イ 家庭防災員研修受講者を自治会・町内会でも把握していただけるよう、全

研修日程が終了し、消防署での集計等が完了いたしましたら、各受講者がお住いになられている自治会・町内会の会長あてに、研修受講者を御報告させていただきます。

※個別で申し込みいただいた方（自治会・町内会からの応募・推薦以外の方）の情報につきましては、申込書内の「自治会・町内会への情報提供に同意」となっている方に限り、情報を共有させていただきます。

ウ 気象警報の発表又は新型コロナウイルス感染症拡大状況等により、研修開催方法の変更等（中止・延期を含む）が生じた場合は、受講者あてに御連絡させていただきます。

2 家庭防災員制度の主な変更点

(1) 研修受講者の募集

自治会・町内会からの一律の推薦依頼ではなく、それぞれの地域の実情に応じて推薦をいただくことに加え、募集案内をご覧いただいた地域住民の方の受講も可能としました。

(2) 家庭防災員自主活動補助金制度の見直し

これまでの、地域ごとに企画する家庭防災員の自主活動に関する取組等において、負担した費用の一部を消防署に申請する従来の「自主活動補助金」の制度が廃止され、今年度より、家庭防災員会議等の場において当年度の自主活動に関する取組等を検討し、必要となる物品等の調達を消防署予算（地域防災活動支援事業費）で執行することとなりました。

＜自主防災活動の一例＞

- ・初期消火器具取り扱い訓練
- ・防災マップの作製
- ・災害時要援護者支援を学ぶ研修会の開催 など

3 添付資料

- (1) 令和5年度 神奈川区家庭防災員研修のご案内（チラシ）
- (2) 令和5年度 神奈川区家庭防災員研修受講申込書
- (3) 家庭防災員研修受講者推薦書
- (4) 返信用封筒（切手付）

【担当】

神奈川消防署総務・予防課予防係
長崎、青柳、吉原

電話・FAX：045（316）0119（代）

Email：sy-kanagawa-sy@city.yokohama.jp

令和5年度 神奈川区家庭防災員研修のご案内

1 家庭防災員研修について

今後発生が危惧される、大規模災害による被害を軽減するためには、「自助」とともに「共助」の重要性がますます高まっています。

家庭防災員研修を通じて、自らの家庭を守るための知識や技術を身に付けていただくとともに、共助の重要性についても理解を深めていただくことで、地域における防災活動の担い手として活躍していただきたいと思います。

2 研修内容

区分	内容
A 研修 (救 急)	救命処置要領 (AED を含めた心肺蘇生法) などについて、座学と実技を行います。
B 研修 (防火・地震・風水害)	横浜市民防災センターにおいて、地震・火災シミュレーター等を活用した体験プログラムを受講します。
C 研修 (災害図上訓練)	お住い地域の地図に災害時に必要な情報を書き込み、防災対策を検討します。



A 研 修



B 研 修



C 研 修

※写真はイメージです

3 受講対象者

受講対象者は、神奈川区内在住の満 15 歳以上の次のいずれかに該当の方

- ・自治会町内会から推薦を受けた方
- ・個人により研修を希望される方

4 申し込み方法

令和5年7月14日(金)までに次の方法でお申込みください。

1 郵送

『令和5年度神奈川区家庭防災員研修受講申込書』に必要事項をご記入のうえ、神奈川消防署まで送付してください。

2 電子申請システム (オンライン)

横浜市電子申請・届出システムの手続き (個人向け) からお申込みください。



電子申請はこちら

5 研修日程

次の表から A、B、C 研修を 1 つずつ選択してください。

(今年度からすべての研修が、1 日で修了できるようになりました。)

日 付	場 所	A M	P M	
		9:30~11:00	13:00~ 14:30	14:30~ 16:00
7月26日(水)	市民防災センター	C	B	A
8月 6日(日)	市民防災センター	B	A	C
24日(木)	区役所地下1階		C	A
26日(土)	市民防災センター	C	A	B
9月 8日(金)	市民防災センター			B
13日(水)	区役所地下1階	A		
26日(火)	市民防災センター	B	C	A
10月21日(土)	市民防災センター	A	B	C
24日(火)	市民防災センター	C	A	B

※A、B、C全ての研修が同日の受講でなくても構いません。

6 その他

- (1) 申込み多数の研修については、人数の調整をさせていただくことがありますので、あらかじめ御了承ください。(消防署から連絡がない場合は希望日にお越しください。)
- (2) A、B 研修は実技講習となりますので動きやすい服装でお越しください。
- (3) 駐車場の御用意はありませんので、公共交通機関を御利用ください。
- (4) 気象警報等が発表された場合や、新型コロナウイルス感染症拡大状況等により、研修を中止する場合があります。実施可否が不明な場合は、神奈川消防署へ御連絡ください。

【担 当】

神奈川消防署総務・予防課予防係 長崎・青柳・吉原

住所：神奈川区広台太田町3番地8

電話：045（316）0119（代）

Email：sy-kanagawa-sy@city.yokohama.jp

令和5年度 神奈川区家庭防災員研修受講申込書



次のいずれかの方法により**7月14日（金）まで**にお申込みください。

- 1 ご記入いただいた申込書を郵送または消防署までお持ち込みください。
- 2 電子申請システム（オンライン）にてお申し込みください。

電子申請はこちら

氏名（フリガナ）	()
住 所	神奈川区
電話番号／Eメールアドレス ※日中連絡が付きやすい番号をお願いいたします。	Tel / Email
自治会・町内会名	
個人で申し込んだ方へ	家庭防災員研修を受講したことについて、居住地の自治会・町内会に対して氏名・住所等の情報を提供します。 同意 ☐ 不同意 ☐

研修日程

次の表から A（救急）、B（防火地震風水害）、C（災害図上）研修を1つずつ選択し、○を付けてください（A、B、C全ての研修が同日の受講でなくても構いません）。

日 付	場 所	A M	P M	
		9:30～11:00	13:00～14:30	14:30～16:00
7月26日(水)	市民防災センター	C	B	A
8月 6日(日)	市民防災センター	B	A	C
24日(木)	区役所地下1階		C	A
26日(土)	市民防災センター	C	A	B
9月 8日(金)	市民防災センター			B
13日(水)	区役所地下1階	A		
26日(火)	市民防災センター	B	C	A
10月21日(土)	市民防災センター	A	B	C
24日(火)	市民防災センター	C	A	B

その他

- (1) 研修参加に伴う一時託児をご希望の方は神奈川消防署までご連絡ください。
- (2) 申込み多数の研修については、人数の調整をさせていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。（消防署から連絡がない場合は希望日にお越しください。）
- (3) A、B 研修は実技講習となりますので動きやすい服装でお越しください。
- (4) 研修会場までは、公共交通機関を御利用ください。
- (5) 気象警報等が発表された時は、研修を中止する場合があります。
不明な時は、神奈川消防署へ御連絡ください。

裏面の記入例を参考に御記入ください

【担 当】

神奈川消防署総務・予防課 予防係
長崎・青柳・吉原
電話：045（316）0119(代)

令和5年度 神奈川区家庭防災員研修受講申込書

- 次のいずれか
1 ご記入い
2 電子申請

記入例



電子申請はこちら

氏名（フリガナ）	横浜 太郎 （ヨコハマ タロウ）
住 所	神奈川区 広台太田町 3-8 区役所ビル 101号室
電話番号／Eメールアドレス ※日中連絡が付きやすい番号をお願いいたします。	Tel 090-0000-0000 / Email sy-kanagawa-sy@city.yokohama.jp
自治会・町内会名	消防第1町内会
個人で申し込んだ方へ	家庭防災員研修を受講したことについて、居住地の自治会・町内会に対して氏名・住所等の情報を提供します。 同意 ☒ 不同意 ☐

研修日程

次の表から A（救急）、B（防火地震風水害）、C（災害図上）研修を1つずつ選択し、○を付けてください（A、B、C全ての研修が同日の受講でなくても構いません）。

日 付	場 所	A M	P M	
		9:30~11:00	13:00~14:30	14:30~16:00
7月26日(水)	市民防災センター	C	B	A
8月 6日(日)	市民防災センター	B	A	C
24日(木)	区役所地下1階		C	A
26日(土)	市民防災センター	C	A	B
9月 8日(金)	市民防災センター			B
13日(水)	区役所地下1階	A		
26日(火)	市民防災センター	B	C	A
10月21日(土)	市民防災センター	A	B	C
24日(火)	市民防災センター	C	A	B

その他

- 研修参加に伴う一時託児をご希望の方は神奈川消防署までご連絡ください。
- 申込み多数の研修については、人数の調整をさせていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。（消防署から連絡がない場合は希望日にお越しください。）
- A、B 研修は実技講習となりますので動きやすい服装でお越しください。
- 研修会場までは、公共交通機関を御利用ください。
- 気象警報等が発表された時は、研修を中止する場合があります。
不明な時は、神奈川消防署へ御連絡ください。

【担 当】

神奈川消防署総務・予防課 予防係
長崎・青柳・吉原
電話：045（316）0119(代)

年 月 日

神奈川 消防署長

自治会町内会名 _____

会 長 名 _____

電 話 _____

家庭防災員研修受講者推薦書

令和 5 年度の家庭防災員研修受講者として、次の方を推薦いたします。

ふりがな 氏 名	住 所	電話番号／メールアドレス (日中御連絡が付きやすい番号)
1		TEL
		e-mail
2		TEL
		e-mail
3		TEL
		e-mail
4		TEL
		e-mail
5		TEL
		e-mail

◎ 依頼事項

- ・ 氏名は楷書で、ふりがなを付け、住所は棟室番号までご記入ください。
- ・ 7月14日(金)までに御回報願います。

神奈川消防署総務・予防課

長崎・青柳・吉原

※ 上記個人情報については、当該事業の目的以外に使用いたしません。

自治会・町内会等の 防災担当向け



神奈川区

「共助の取組」支援セミナー

「町の防災組織」の防災力向上(共助)をお手伝いする支援セミナーを開催します！

場所
日時

区役所地下1階機能訓練室 定員20名

- ① 7月21日(土) 10:00~12:00
- ② 7月26日(水) 10:00~12:00
- ③ 7月26日(水) 13:00~15:00

※上記①~③は同じ内容で実施します。

内容

1 神奈川区防災特性の基礎

担当：神奈川区総務課

2 共助の取組の事例紹介

担当：防災の専門家

NPO法人 かながわ311ネットワーク

3 グループに分かれて各自治会・町内会等の 活動状況を共有



昨年参加者の皆様からは「自治会同士で課題を共有・相談する良い機会になった」とのお声をいただいています！



幅広い世代を運営に巻き込みたい！

隣の自治会や地域防災拠点との連携はどうしている？

【参加対象者】

自治会・町内会等の防災担当者

申込締切 7月7日(金)

お申し込み方法については
別紙 をご覧ください

神奈川県「共助の取組」支援セミナー 参加申込書

セミナーにご参加いただける方は、必要事項をご記入のうえ
下記担当宛てにFAXまたは郵送でご提出をお願いします。
また、二次元コードからオンライン申請も可能です。

自治会 町内会名	参加者お名前	電話番号	参加希望回
(記入例) 〇〇自治会	神奈川県 かも太郎	〇〇〇-△△△- □□□□	①

場所
日時

区役所地下1階機能訓練室 定員20名

- ① 7月21日(土) 10:00~12:00
- ② 7月26日(水) 10:00~12:00
- ③ 7月26日(水) 13:00~15:00

※上記①~③は同じ内容で実施します。

定員に達し、希望回に参加ができない場合にのみご連絡します。

オンライン申請は
こちらから

提出先

〒221-0824

神奈川県広台太田町3-8

神奈川県役所総務課

担当：立川 河合 西山

電話：045-411-7004

ファクス：045-324-5904

申込締切 7月7日(金)

Ｊアラート全国一斉情報伝達試験について（お知らせ）

１．防災スピーカーの概要

横浜市では、災害時における情報伝達手段のさらなる充実のため、Ｊアラートの緊急情報などを放送する「防災スピーカー」を設置しています。

※Ｊアラートとは、国民保護情報、緊急地震速報、津波情報などの緊急情報を、国から人工衛星を通じて瞬時にお伝えするシステムです。

２．設置箇所

参考資料のとおり

３．Ｊアラートの全国一斉情報伝達試験

総務省消防庁等がＪアラートを用いて、試験情報の受信及びスピーカーの起動を確認する目的で、今年度中に４回訓練を実施する予定ですので、防災スピーカーから訓練放送が流れます。

- （１） 令和５年６月７日（水）１１時００分
- （２） 令和５年８月２３日（水）１１時００分
- （３） 令和５年１１月１５日（水）１１時００分
- （４） 令和６年２月９日（金）１１時００分

担当：神奈川区総務課
奥田、河合

TEL：４１１－７００４
FAX：３２４－５９０４

神奈川区防災スピーカー設置箇所

施設名称	備考
錦台中学校（西寺尾）	
松見消防出張所（松見町）	
神奈川中学校（西大口）	
栗田谷中学校（栗田谷）	
松本中学校（三ツ沢下町）	
南神大寺小学校（神大寺）	
幸ヶ谷小学校（幸ヶ谷）	校内スピーカーから放送
神奈川小学校（東神奈川）	校内スピーカーから放送
入江川公園（神之木町）	
入江二丁目公園（入江二丁目）	
新子安駅駐輪場付近（子安通）	
旧七島町子供の遊び場（七島町）	
浦島消防出張所（浦島町）	
宝町付近（宝町）	
出田町ふ頭 B 緑地（出田町）	
神奈川区総合庁舎（広台太田町）	
神奈川水再生センター（千若町）	
鶴屋町交差点付近（鶴屋町）	
中央卸売市場本場（山内町）	
白幡小学校（白幡上町）	
神橋小学校（六角橋）	
斎藤分小学校（斎藤分町）	
青木小学校（桐畑）	
三ツ沢小学校（三ツ沢仲町）	
六角橋中学校（六角橋）	

神奈川区自治会・町内会長 各位

神奈川区総務課長

緊急時情報受伝達システムの登録情報の変更及び発信訓練の実施について（依頼）

新緑の候 益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃から神奈川区の防災につきまして、ご理解ご協力いただきありがとうございます。

さて、神奈川区では、令和 2 年度から避難指示などの情報を一斉にお知らせする「緊急時情報受伝達システム」を運用していますが、令和 5 年度において自治会・町内会長等に変更が生じた場合には、登録情報変更のお手続きをさせていただきますようお願い申し上げます。

また、7 月 28 日（金）には変更後の登録情報を使用した発信訓練を予定しております。どうぞ御協力のほどよろしくお願いいたします。

1 登録情報の変更方法

「神奈川区緊急時情報受伝達システム変更用紙」（第 2 号様式）に必要事項を記載のうえ、神奈川区総務課へ郵送又はFAXしていただくか、直接窓口へご提出をお願いいたします。

また、今年度から電子申請システムにより登録情報の変更を受付けておりますので、下の電子申請システム二次元コードからも変更のお手続きをすることができます。

※ 1 登録者等に変更が生じない場合は、登録情報変更の必要はありません。

※ 2 変更者が複数名いる場合は、お手数ですが第 2 号様式をコピーしてご使用ください
ますようお願いいたします。



電子申請システム二次元コード

2 登録情報の変更期限

令和 5 年 7 月 14 日（金）午後 5 時まで

3 訓練実施日程等

(1) 実施日程

令和 5 年 7 月 28 日（金）午後 2 時から

(2) 実施内容

大型台風の接近に伴う避難指示や避難場所の開設状況を想定した情報の発信訓練を、電話とメールで行います。

訓練結果の集約のため、電話の場合は、音声案内に沿って電話機の操作をお願いします。
また、メールの場合は、メール本文に記載されたURLから開封状況の登録をお願いします。

【参考】緊急時情報伝達システムとは

災害発生時の重要な情報を地域のみなさまに速やかにお伝えするため、避難指示や避難場所の開設状況などの情報を一斉に電話とメールでお知らせするシステムです。

(1) 想定される主な情報

台風の接近等により区長又は市長が区内の一部に避難指示等を発令し避難場所を開設するとき

(2) 情報伝達の流れ（例） 気象警報等による避難指示の発令

【電話の場合】

- ・各団体の登録された番号に情報発信します。
- ・電話をお取りください。
- ・機械による自動音声で情報をお伝えします。

【メールの場合】

- ・各団体の登録されたメールアドレスに情報メールを送信します。
- ・メールを開封してください。
- ・メール本文で情報をお伝えします。

必要に応じて、区役所から各団体へ個別にご連絡します。

例：〇〇町の一部に避難指示を発令しました。

避難を開始してください。開設避難場所は〇〇です。

※聞き逃した場合でも、情報を繰り返し聞くことが可能です。

(3) 情報発信先

こちらの電話番号及びメールアドレスから情報を発信します。

※下記の電話番号からの連絡及びアドレスからのメールを受信できるよう、設定をお願いいたします。

●電話番号（050-3196-3300） ●メールアドレス（kg-bousai@city.yokohama.jp）

提出先 ：〒221-0824 神奈川県横浜市中区太田町3-8

神奈川県役所総務課（501番窓口）

提出方法：電子申請システム、郵送、FAX又は窓口へのご持参をお願いします。

ご不明な点がございましたら、下記問い合わせ先にお気軽にご相談ください。

担当 神奈川県総務課 奥田、西山

電話 045 - 411 - 7008

FAX 045 - 324 - 5904

神奈川区 緊急時情報受伝達システム 変更用紙

自治会町内会名		
登録者名	(旧)	(新)
電話番号	(旧)	(新)
メールアドレス	(旧) (フリガナ)	(新) (フリガナ)

※メールアドレスの記入が不明確で読み取りづらい文字があるため、数字とアルファベットの記入は明確にし、メールアドレスの上にフリガナを記入してください。

(例：Gと6、VとU、Zと2、Sと5、Bと8、Dと0(ゼロ)、Iと1、bと6、qと9、l(エル)と1、oと0(ゼロ)、ハイフンとアンダーバー 等)

カナガワゼロイチ クヤクシヨ
(例：kanagawa 0 1. kuyakusyo 等)

1 ご登録いただくユーザー情報について

- (1) 可能な限り電話番号とメールの両方の登録をお願いします。
- (2) 「固定電話」「携帯電話」どちらでも登録が可能ですが、緊急時に確実に受信できる方で登録してください。

2 個人情報について

本システムは、氏名、電話番号等の個人情報をご提供いただき登録いたします。ご提供いただいた個人情報は、災害（訓練等含む）や緊急時の情報発信にのみ使用し、本人の同意なく目的以外のことに使用いたしません。

提出先 : 〒221-0824 神奈川区広台太田町3-8
神奈川区役所総務課 (501 番窓口)

提出方法：郵送、FAX または窓口へのご持参をお願いします。

ご不明な点がございましたら、下記問い合わせ先にお気軽にご相談ください。

担当：神奈川区総務課 防災担当
電話 (411) 7008
FAX (324) 5904

用途地域等の見直し都市計画市素案の説明会開催について

1 用途地域等の見直しについて

「用途地域」とは、土地利用の目的に応じて 13 種類に分かれた地域のことで、建築できる用途や規模などに関する一定のルールを定めたものです。

近年の社会情勢を踏まえ、市民の暮らしやすさの向上や多様な活動の実現等につなげていくために、用途地域等の見直しを行います。

昨年度いただいた市素案（案）に対する市民のみなさまのご意見を踏まえ、市素案を作成しましたので、説明会を開催します。また市素案の縦覧、公聴会等を実施します。

2 都市計画市素案説明会

(1) 動画配信

横浜市ホームページで都市計画市素案の動画を配信します。

・令和 5 年 6 月 30 日（金）から 7 月 28 日（金）

横浜市市素案説明会

検索 🔍

(2) 会場開催

市内 16 会場で「配信している動画の視聴」、「個別相談」を実施します。

・令和 5 年 7 月 3 日（月）から 7 月 21 日（金）（予約不要）

※会場と日時等の詳細は別添リーフレットのの中面をご覧ください。

3 縦覧（閲覧）

(1) 期間

令和 5 年 7 月 14 日（金）から 7 月 28 日（金）（土・日・祝日は除く）

(2) 縦覧（閲覧）場所

都市計画市素案を以下の場所で確認することができます。

ア 建築局都市計画課（市庁舎 25 階）

イ 各区役所の区政推進課（中区を除く）

ウ 建築局都市計画課のホームページ

4 公聴会

縦覧（閲覧）期間中、関係住民及び利害関係人は、公述の申出ができます。公述申出があった場合は公聴会を開催します。

5 添付リーフレットの配布場所（6 月初旬から配布予定）※市のホームページでも公開予定

(1) 見直し予定区域へ戸別配布（6 月初旬から 6 月 30 日で配布予定）

(2) 各区役所の広報相談係

(3) 建築局都市計画課の窓口（市庁舎 25 階）

(4) 市民情報センター（市庁舎 3 階）

(5) 駅や公共施設に設置されている PR ボックス

【担 当】建築局都市計画課 岳村、飯島、下田
【連絡先】6 7 1 - 2 6 5 8

用途地域等の見直し ～都市計画市素案について～

より暮らしやすい横浜のまちを目指します!!

横浜市全域を対象に「用途地域等の見直し」について都市計画市素案を作成しましたので、その内容や今後の手続について説明会を開催するとともに公聴会を開催します。

スケジュール

Q 用途地域等とは？

用途地域とは、土地利用の目的に応じて13種類に分かれた地域のことで、建築できる用途や規模などに関する一定のルールを定めたものです。今回の見直しでは、用途地域の見直しに加え、指定容積率の見直し、特別用途地区の指定及び緑化地域の見直しを行う予定であるため、それらをまとめて「用途地域等」としています。

Q なぜ見直しを行うの？

昨今では、人口減少社会の到来や少子高齢化の進行、建物の老朽化などの課題に加え、新型コロナウイルス感染症拡大等によるライフスタイルの多様化など、社会情勢が大きく変化しています。これらの変化に対応し、市民の暮らしやすさの向上や多様な活動の実現等につなげていくために、用途地域等について見直しを行います。

Q 都市計画市素案とは？

これまで、「用途地域等の見直し都市計画市素案（案）」の説明会や縦覧（閲覧）及び意見書の受付を行い、市民のみなさまのご意見を伺いました。今回公表する都市計画市素案は、いただいたご意見を踏まえ作成したもので、これにより公聴会の開催等、都市計画法に基づく都市計画手続を行います。

令和3年(2021年) 8月 「用途地域等の見直しの基本的考え方」について、横浜市都市計画審議会より答申

令和3年(2021年) 12月～令和4年(2022年) 1月 「用途地域等の指定及び見直しの基本的考え方（案）」の策定及び市民意見募集の実施

令和4年(2022年) 3月 「用途地域等の指定及び見直しの基本的考え方」の策定

令和4年(2022年) 10月～11月

- 都市計画市素案（案）の公表及び説明会の実施
- 縦覧（閲覧）及び意見書の受付

令和5年(2023年) 6月30日～7月28日 都市計画市素案説明会

令和5年(2023年) 7月14日～7月28日 都市計画市素案の縦覧（閲覧）及び公述申出の受付

令和5年(2023年) 9月6日 都市計画公聴会（公述申出があった場合に開催）

公述意見の要旨と横浜市の考え方とりまとめ及び公表
都市計画案の作成

都市計画案の縦覧（閲覧）及び意見書の受付

横浜市都市計画審議会

都市計画変更告示 ※令和6年度前半の告示を想定

都市計画市素案説明会

都市計画市素案の内容や今後の手続きについて、説明会を開催します。説明会は、「動画配信」と「会場開催」で行います。
なお都市計画素案へのご意見については、公聴会場で意見を述べるすることができます。(詳細は4ページ参照)

▶ 動画配信

横浜市ホームページで都市計画市素案の動画を配信します。
ホームページをご覧になれない方につきましては、右に記載の会場までお越しください。

期間

令和5年6月30日(金) から 7月28日(金)

開催方法

横浜市ホームページ上での動画配信
(音声付説明動画)

横浜市市素案説明会 🔍 検索



質問書の受付

都市計画市素案に関する疑問点について、どなたでも質問書の提出ができます。下記をご参考ください。

期間

第1次

受付 令和5年6月30日(金) から7月6日(木) まで

回答 令和5年7月11日(火) 公表予定

第2次

受付 令和5年7月7日(金) から7月13日(木) まで

回答 令和5年7月20日(木) 公表予定

質問提出方法

① 電子申請

横浜市ホームページから電子申請が出来ます。

※受付最終日は17時15分までに
申請手続きを完了させてください。

※メンテナンス時間中(不定期)は、ご利用になれません。



② 郵送又は持参

「住所」「連絡先」「氏名」「案件名」「質問内容」をご記入の上、
期間内必着で建築局都市計画課へ郵送又は持参してください。

【提出先】〒231-0005

横浜市中区本町6丁目50番地の10市庁舎25階

※様式は自由です。

▶ 会場開催

次のとおり市内16会場で開催しますので、在住の区にかかわらずご都合の良い会場までお越しください。

予約は不要で、下記の時間帯であれば、いつでもお越しいただいても構いません。また、駐車場の用意はありませんので、公共交通機関をご利用ください。※会場では、「配信している動画の視聴」と「個別ブースによる相談」が行えます。

① 二俣川地域ケアプラザ(多目的ホール1・2)

令和5年7月3日(月) 13時から16時



旭区二俣川2丁目50-14
コブレ二俣川 商業・業務棟6階
最寄駅▶相鉄本線「二俣川」駅

② 瀬谷公会堂(会議室1・2)

令和5年7月4日(火) 13時から16時



瀬谷区二ツ橋町190
最寄駅▶相鉄本線「三ツ境」駅

③ 金沢公会堂(多目的室)

令和5年7月5日(水) 13時から16時



金沢区泥亀2丁目9-1
最寄駅▶京急本線「金沢文庫」駅・「金沢八景」駅

④ 緑公会堂(2・3・4号会議室)

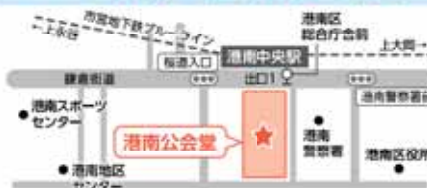
令和5年7月6日(木) 13時から16時



緑区寺山町118
最寄駅▶JR横浜線・市営地下鉄「中山」駅

⑤ 港南公会堂(会議室1)

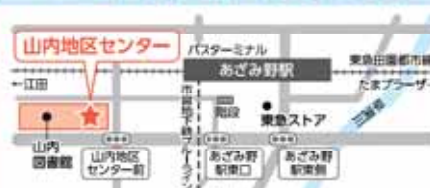
令和5年7月7日(金) 13時から16時



港南区港南中央通10-1
最寄駅▶市営地下鉄「港南中央」駅

⑥ 山内地区センター(集会ホールA・B・C)

令和5年7月9日(日) 13時から16時



青葉区あざみ野二丁目3-2
最寄駅▶東急田園都市線・市営地下鉄「あざみ野」駅

⑦ 都筑公会堂(第一会議室)

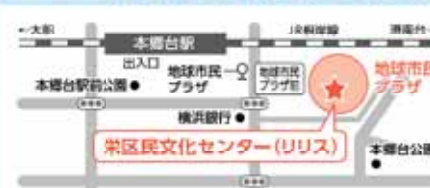
令和5年7月10日(月) 13時から16時



都筑区茅ヶ崎中央32-1
最寄駅▶市営地下鉄「センター南」駅

⑧ 栄区民文化センター(会議室A・B)

令和5年7月11日(火) 13時から16時



栄区小菅ヶ谷一丁目2-1
最寄駅▶JR根岸線「本郷台」駅

⑨ 保土ヶ谷公会堂(2号会議室)

令和5年7月12日(水) 13時から16時



保土ヶ谷区星川一丁目2-1
最寄駅▶相鉄本線「星川」駅

⑩ 戸塚区役所(多目的スペース[中])

令和5年7月13日(木) 13時から16時



戸塚区戸塚町16-17
最寄駅▶JR横須賀線ほか・市営地下鉄「戸塚」駅

⑪ 港北公会堂(1号会議室)

令和5年7月14日(金) 13時から16時



港北区大豆戸町26-1
最寄駅▶東急東横線「大倉山」駅

⑫ 関内ホール(小ホール)

令和5年7月15日(土) 13時から16時



中区住吉町4丁目42-1
最寄駅▶JR根岸線・市営地下鉄「関内」駅

⑬ 磯子公会堂(集会ホール1・2)

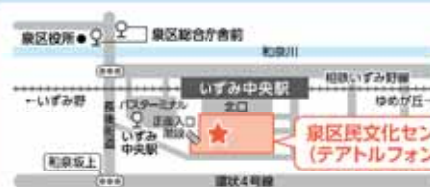
令和5年7月18日(火) 13時から16時



磯子区磯子三丁目5-1
最寄駅▶JR根岸線「磯子」駅

⑭ 泉区民文化センター(ギャラリー)

令和5年7月19日(水) 13時から16時



泉区和泉中央南五丁目4-13
最寄駅▶相鉄いずみ野線「いずみ中央」駅

⑮ 鶴見区民文化センター(リハーサル室)

令和5年7月20日(木) 13時から16時



鶴見区鶴見中央一丁目31-2
最寄駅▶JR京浜東北線・鶴見線「鶴見」駅
京急本線「京急鶴見」駅

⑯ 南公会堂(1号2号会議室)

令和5年7月21日(金) 13時から16時



南区浦舟町2丁目33
最寄駅▶京急本線「黄金町」駅
市営地下鉄「阪東橋」駅

都市計画市素案の縦覧（閲覧）、都市計画公聴会等

1 都市計画市素案の縦覧（閲覧）

縦覧（閲覧）期間	令和5年7月14日（金）から令和5年7月28日（金）まで（土・日・祝日は除く）
縦覧場所	建築局都市計画課（受付時間 8時45分から17時15分まで） ※横浜市ホームページで都市計画市素案の概要をご覧になれます。
閲覧場所	各区区政推進課（中区を除く）（受付時間 8時45分から17時まで） ※当該区の都市計画市素案の写しを閲覧できます。



2 公述申出の受付 縦覧（閲覧）期間中、関係住民及び利害関係人は、公述の申出ができます。

受付期間	令和5年7月14日（金）から令和5年7月28日（金）まで
申出方法	①電子申請 横浜市ホームページから電子申請が出来ます。 ※受付最終日は17時15分までに申請手続きを完了させてください。 ※メンテナンス時間中（不定期）は、ご利用になれません。 ②郵送又は持参 「住所」「連絡先」「氏名」「案件名」「意見の要旨」をご記入の上、 期間内必着で建築局都市計画課へ郵送又は持参してください。 [提出先] 〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 市庁舎25階 （窓口受付時間 8時45分から17時15分まで）（土・日・祝日は除く） ※公述申出書の様式は自由です。参考様式を縦覧（閲覧）場所で配布しているほか、 横浜市ホームページでダウンロードできます。 ※10名を超える申出があった場合は抽選を行います。



3 都市計画公聴会及び公述選定抽選会

都市計画公聴会は、公述申出があった場合に開催します。開催の有無は令和5年8月2日（水）以降、横浜市ホームページでご確認いただくか、都市計画課に電話でお問合せください。

都市計画公聴会 日時 令和5年9月6日（水）14時開始 会場 関内ホール（小ホール）
※公述申出が多数の場合は抽選会を開催します。

Q 都市計画公聴会とは？

横浜市が作成した都市計画市素案について、住民が公開の下で意見陳述を行う場のことです。都市計画公聴会での意見陳述を行うには、縦覧期間中にあらかじめ公述申出書の提出が必要です。提出は、横浜市ホームページから電子申請又は郵送、持参で受け付けます。傍聴は申込不要です。なお、公聴会で述べられた意見と意見に対する市の見解は後日横浜市ホームページで公表するとともに横浜市都市計画審議会に参考資料として提出されます。



自分の家がどのような用途地域に位置しているか確認できます！

iマッピー（横浜市行政地図情報提供システム）

iマッピー



お問合せ先

●都市計画手続及び用途地域に関すること

横浜市建築局都市計画課

☎ 045-671-2658 FAX 045-550-4913

横浜市 用途地域等の見直し 🔍 検索



●緑化地域の拡大に関すること

横浜市環境創造局政策課 ☎ 045-671-4214 FAX 045-550-4093

用途地域等見直しの視点

本市では、市街化区域の約4割が第一種低層住居専用地域に指定されており、郊外部を中心に低層の住宅地が広がっています。近年の社会情勢を踏まえ、郊外部に広く指定されている第一種低層住居専用地域を中心に、用途地域等の見直しを行います。

Point

郊外住宅地の魅力向上の視点

目指すべき
土地利用の姿

「住み、働き、楽しみ、交流する場所」を創出し、持続可能で価値の高い郊外住宅地の形成を図る。

見直し1 第二種低層住居専用地域への見直し

住宅地内の大きな道路沿いを第二種低層住居専用地域に見直します。

対象

第一種低層住居専用地域のエリア等（概ね80ha以上）の一部

〈現在建築できる
建物の例〉



住宅



店舗兼用住宅
(独立店舗不可)



幼稚園



小・中・高等学校



診療所



老人ホーム

第二種低層住居専用地域

日用品販売店舗や喫茶店などの
独立した店舗の建築が可能になります。

〈新たに建築できる建物の例（150㎡以下）〉



日用品店舗



喫茶店



パン屋



和・洋菓子店



理容室・美容院



クリーニング取次店

※2階以下に限ります。

※第一種低層住居専用地域で建築できる建築物も建築可能です。

※建築物の高さや容積率、建蔽率などの形態制限は変更しません。

※指定の範囲は、道路の境界から25mまでを目安とします。

見直し2 特別用途地区※1の指定

生活利便性の向上に取り組む必要性が高いと考えられる
地区などに特別用途地区を指定します。

※1 特別用途地区

特別の目的から、特定の用途の利便の増進又は環境の保護等を図るため、用途地域を補完する都市計画制度。

特別用途地区

周辺の住環境に配慮しながら、指定されている
用途地域ごとに日用品販売店舗などの独立した店舗の建築や、
事務所の建築が可能になります。

〈新たに建築できる建物の例〉



喫茶店・事務所（150㎡以下）



条件

第一種低層住居専用地域
+
特別用途地区の指定

上記に加え



日用品店舗（250㎡以下）

条件

第二種低層住居専用地域
+
特別用途地区の指定

※2階以下に限ります。

※周辺環境への配慮として設定する立地要件を満たす必要があります。

※建築物の高さや容積率、建蔽率などの形態制限は変更しません。

Point

安全・安心なまちづくり、
ゆとりある住空間の創出の視点

目指すべき
土地利用の姿

居住者のニーズや生活スタイル等に応じた
自由な住まい方や働き方も可能となる、ゆとりある住空間の創出を図る。

見直し3 指定容積率※2 80%から100%への緩和（+準防火地域※3の指定、敷地面積の最低限度の変更）

第一種低層住居専用地域で指定容積率80%の地区のうち、敷地が狭くかつ老朽化した住宅が特に多い地区において、指定容積率を80%から100%に緩和します。あわせて、準防火地域を指定し、敷地面積の最低限度を125㎡から100㎡に変更します。

※2 指定容積率… 敷地面積に対する延べ床面積（各階の床面積の合計）の割合として、都市計画で指定されたもの。

※3 準防火地域… 建築物の規模に応じて、準耐火建築物等の耐火性能の良い建築物にする必要がある地域。

対象

第一種低層住居専用地域（容積率80%/建蔽率50%/敷地面積の最低限度125㎡/外壁後退なし）の一部

現在



（例）

敷地面積 100㎡ × 容積率 80%

→ 建てられる面積 80㎡

変更後



（例）

敷地面積 100㎡ × 容積率 100%

→ 建てられる面積 100㎡

建てられる床面積が増え、ゆとりある間取りが可能になります。準防火地域に指定されるため、防火の観点から安全性が向上します。

Point

その他の見直し

見直し4 工業系用途地域から住居系用途地域への見直し（+高度地区の変更、緑化地域の指定）

工業系用途地域の中で、全て住宅等に建て替わった地区を、周辺の土地利用への影響を踏まえて、住居系用途地域に見直します。

対象

準工業地域工業地域の一部

見直し5 軽易な変更等

- 第7回線引き※4全市見直し（平成30年3月告示）で市街化区域に編入した地区で、編入前の建築物の制限を鑑み、対応が必要である地区の用途地域を変更します。
- 市街化調整区域内で用途地域が指定されている地区について、用途地域の指定を解除します。

※4 線引き

無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため定めるもの（市街化区域と市街化調整区域の区分）。

見直し6

緑化地域の拡大

現在、住居系の用途地域全域に指定している緑化地域を、平成29年度に都市緑地法が改正されたことから、商業系用途地域（臨港地区を除く）にも指定拡大します。商業系用途地域の緑化率の最低限度は、これまでの「緑の環境をつくり育てる条例」に基づく建築行為に伴う緑化協議と同様、5%とします（住居系用途地域は10%）。

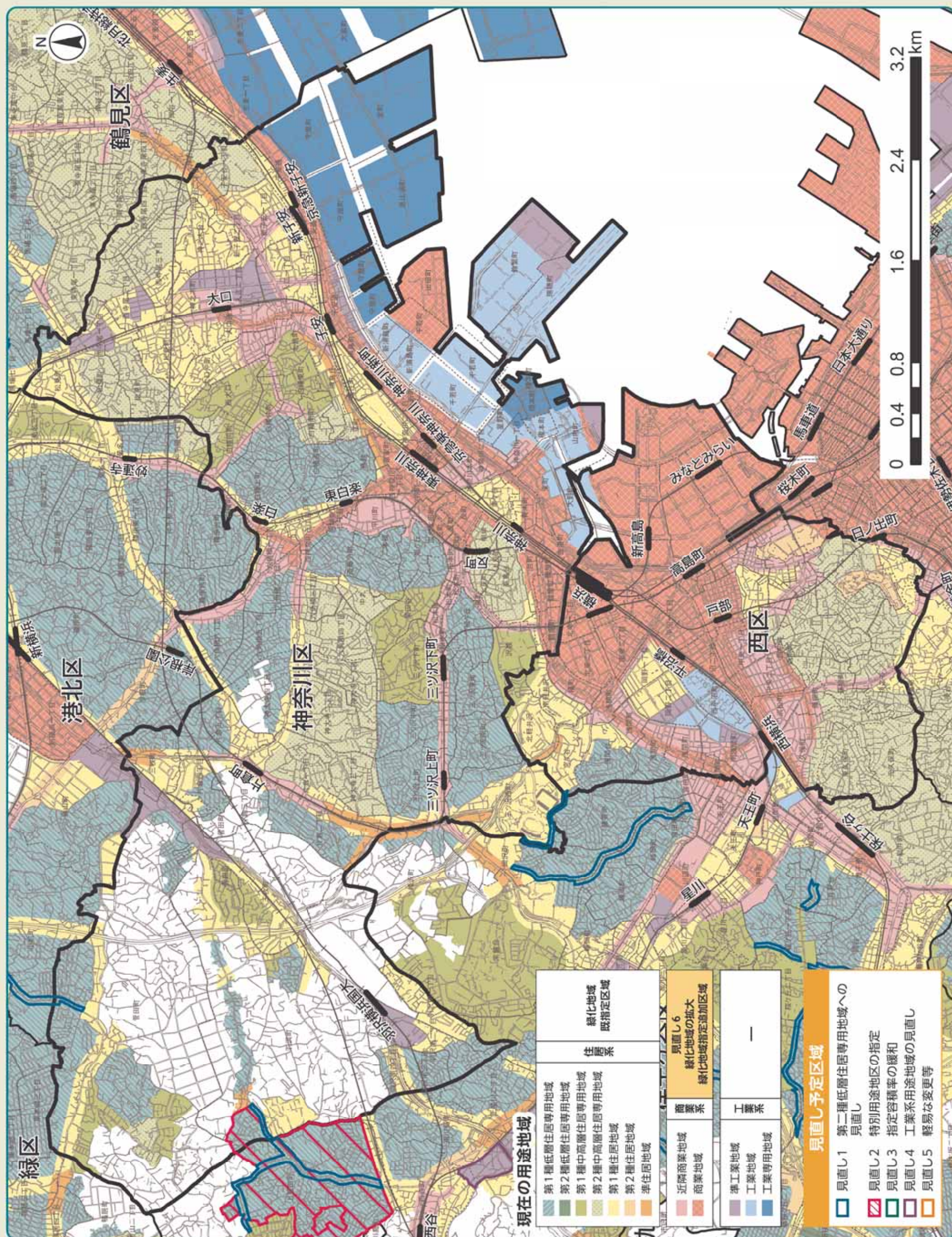
都市計画市素案

※本資料は一部簡略化（省略化）して示しています。都市計画市素案の正確な区域等については縦覧（閲覧）期間中に縦覧（閲覧）場所でご確認ください。
 なお、横浜市ホームページで都市計画市素案の概要をご覧になれます。

事務的変更について

用途地域の境界付近で、道路整備や水路改修等による道路や河川等の線形が変更された区域は、事務的変更を行う場合があります。

神奈川区 西区



令和5年度 神奈川区 運営方針

I 基本目標

笑顔でつながる「神奈川区」

～ 地域の皆様とともに、安心して温かい元気なまちづくりを進めます ～

神奈川区では、子育て世代等の流入により人口が25万人を超える見込みとなっており、今後もしばらくは増加の傾向が続くとみられています。

このような中、神奈川区では横浜市中期計画に掲げる基本戦略「子育てしたいまち 次世代を共に育むまち ヨコハマ」の実現に向けて、転入世帯をはじめとする若い世代が地域に迎えられ、つながりあう中で、支えあえる関係づくりを目指します。

さらに、神奈川区に暮らすすべての人がいきいきと暮らし続けられる「安心して温かい元気なまちづくり」を進めます。

II 目標達成に向けた3つの施策

1 誰もがいきいきと暮らし続けられるまちづくり

若い世代が安心して子育てができる地域づくりを目指し、高齢の方、障害のある方、外国につながる方のある方、すべての皆様が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、きめ細かに行政サービスにつなげます。

2 地域がつながり魅力にあふれるまちづくり

まちに暮らすすべての皆様が、つながり、支えあうことの良さを実感し、愛着を感じるような地域づくりを目指します。

また、暮らしの中で神奈川区の様々な魅力に触れ、このまちに住んでいてよかったと思えるまちづくりを進めます。



3 安全・安心なまちづくり

すべての皆様にとって必要不可欠な安全・安心な暮らしを目指して、自助・共助・公助の防災や防犯の取組を進めます。

III 目標達成に向けた組織運営 ～信頼される区役所づくり～

職員が一丸となって、横浜市中期計画の目指す方向性を念頭に置いて、信頼される区役所づくりのためにできることを考え、行動します。

必要な情報を必要な人に確実に届けられるよう「伝わる広報」を意識するとともに、デジタル技術の活用や協働・共創の視点をもって取り組みます。

行政サービスの向上

区役所職員の一層のスキルアップにより行政サービスを正確・迅速に実施します。

現場主義の実践

職員一人ひとりが自らの果たすべき責任と役割を自覚し、区民の皆様の声に耳を傾けます。

チーム神奈川の推進

課題解決に向けて各課の連携を強化し、「チーム神奈川」で共に考え協力して取り組みます。

施策1 誰もがいきいきと暮らし続けられるまちづくり

子育て支援

- ◆ 親子のたまり場である「すくすくかめっ子」の支援
- ◆ 土曜日両親教室の開催
- ◆ ≪拡充≫家庭訪問等による虐待リスクのある対象者への支援
- ◆ ≪拡充≫ひとり親の悩みを受け止める相談支援対応
- ◆ ≪拡充≫専門職の対応力を強化するための検討会や個別相談等の実施



親子のたまり場「すくすくかめっ子」
で親子が楽しむ様子

高齢・障害者支援

- ◆ 高齢者のフレイル予防に役立つ「体にいいこと手帳」や「神奈川区フレイル予防アクションマップ」の配布を通じた介護予防の推進
- ◆ イベントや広報誌等を活用した区民への認知症普及啓発の推進（VR体験会の実施等）
- ◆ 専門職を対象とした看取り期のVRを活用した研修会の実施
- ◆ 障害者地域作業所等の活動支援



VR体験会の様子

大学等と連携し保育・教育施設の防災の取組を進めます

保育・教育施設の防災対策に取り組む横浜市立大学との協定事業の集大成として、防災教材「てくてくまっち」を制作し、区内保育・教育施設130施設に配付しました。園児や職員の防災意識の更なる向上を図ります。

横浜市中期計画基本戦略の実現に向けて「伝わる広報」に取り組みます

子育て支援の取組が必要とする人すべてに届くよう、広報を強化します。また、子育てを応援する地域や団体、事業者の皆様の取組を広く紹介します。

協働・共創
の取組

伝わる広報
の取組

施策2 地域がつながり魅力にあふれるまちづくり

地域づくり

- ◆ ≪拡充≫「神奈川区地域づくり大学校」受講生・卒業生を対象とした交流会等による様々な人や団体のつながりづくり
- ◆ アンケート等の手法による自治会町内会の担い手発掘や地域活動等とのマッチングを支援
- ◆ 「かながわ支え愛プラン」第4期地域福祉保健計画の推進
 - ・ 地域活動を広報する特設のホームページを拡充し、活動風景やインタビューの動画を掲載
 - ・ ≪新規≫地区別計画（連合町内会）の推進会議や研修会などへのアドバイザー派遣



第8期神奈川区地域づくり大学校
でのワークショップの様子

魅力発信

- ◆ 神奈川区の魅力資産をまとめた「わが町 かながわ とっておき」を広く知ってもらうためのイベント等の開催や新設ホームページの周知・活用
- ◆ 商店街スタンプラリー開催による商店街の魅力発信及び活性化の促進
- ◆ 旧東海道歴史史跡等を活用したイベント開催
- ◆ 地域美化活動「わが町かながわマナー違反一掃作戦」の実施
- ◆ 公園愛護会と連携した2027年国際園芸博覧会の開催に向けた機運醸成



4年ぶりに実地開催した
区民まつりの様子

脱炭素化の推進

- ◆ <新規> 神奈川大学と連携した区民向け環境講座の開催
- ◆ 横浜FCと連携した啓発事業の実施、2027年国際園芸博覧会を念頭に置いた「花と緑のカーテン」による緑化推進や地産地消推進のための野菜市の開催

協働・共創 の取組

多文化共生ラウンジを開設します

令和5年度中(令和6年3月予定)に多文化共生ラウンジを開設します。また、ラウンジ開設を契機として、市民活動団体等との連携・協働による多文化共生のまちづくりを進めます。

施策3 安全・安心なまちづくり

防災・減災

- ◆ <拡充> 関東大震災から100年の節目を契機とした防災に関する区民の関心度・認知度の向上
 - ・ 民間事業者との連携による防災啓発
 - ・ Twitterの活用等による広報強化
- ◆ 乳幼児子育て世代向けの家具転倒防止の普及啓発
- ◆ 地域防災拠点の機能強化
(運営委員向け防災講座及び運営マニュアルの改定支援)
- ◆ <新規> 福祉避難所用のHUGカードの作成と訓練の実施



地域防災拠点での訓練の様子

防犯

- ◆ 防犯キャンペーンやパトロールのほか、広報紙面やホームページでの啓発
- ◆ 警察との連携による防犯メール配信などの情報提供

協働・共創 の取組

民間事業者と連携した防災の取組を進めます

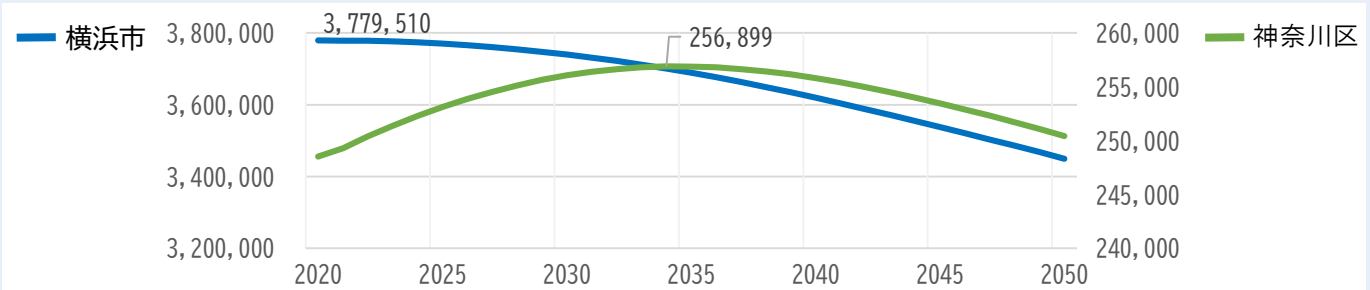
令和5年3月に日本たばこ産業株式会社(JT)と災害時の車両等の提供に関する協定を締結しました。今年度は、イオン・無印良品等の民間事業者との連携を進め、更なる防災の啓発を推進します。

— 神奈川区の概要 —

＜神奈川区の人口＞

横浜市全域の人口は、2021年をピークにすでに減少の局面に転じています。

神奈川区では、少子高齢化により自然増加数はマイナスとなっていますが、転入超過による社会増加数が大きいため、2030年代半ば頃までは人口増加の傾向が続くと見られています。



市HP「今後の人口の見通し推計(令和3年度)」出典

＜用語の定義＞自然増加数＝出生数－死亡数、社会増加数＝転入数－転出数＋その他増減

＜神奈川区の特長＞

横浜市のほぼ中央に位置する神奈川区には、6路線が乗り入れ、15の鉄道駅があります。横浜駅や新横浜駅などのターミナル駅や羽田空港へのアクセスも良く、令和5年3月に開業した相鉄・東急直通線により、さらに首都圏・新横浜へのアクセスが向上しました。



★その他の事業・取組については、「令和5年度 神奈川区予算」をご覧ください。



令和5年5月18日

自治会町内会長 様

神奈川区民協議会 代表委員 岐部 文明

令和5年の「区民のつどい」の開催について（依頼）

穀雨の候、皆様におかれましてはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

日頃から、神奈川区民協議会の活動に対してご協力をいただき、誠にありがとうございます。

このたび、「区民のつどい」を7月1日（土）13時から神奈川公会堂にて開催します。今回は、実際に過去に起きた災害映像を通じて、今後の備えを共有し、ハザードマップの有効な活用方法を学びます。

本年も各自治会町内会から、例年通り多数お誘い合わせのうえ、ご参加いただきますようよろしくお願いいたします。

<区民のつどい>

- 1 日 時 令和5年7月1日（土） 12時30分開場 13時開会
- 2 場 所 神奈川公会堂（富家町1-3）
内 容 災害映像を通じて、今後の備えを共有し、ハザードマップの有効な活用方法を学びます。
- 3 定 員 先着300人（当日直接会場にお越しください）
※ 手話通訳・一時保育や配慮が必要な方は、6月15日（木）までに電話かFAXかEメールで区役所区政推進課へ申込み

<送付物および部数>

- 1 区民のつどいのチラシ・参加票
送付部数 各10枚
※ 参加票へご記入の上、当日会場にお持ちください。



神奈川区マスコットキャラクター
「かめ太郎」

神奈川区民協議会事務局（区政推進課広報相談係内）

担当 高橋・岡田・宮城 Tel：411-7021 Fax：314-8890

Eメール：kg-kusei@city.yokohama.jp

神奈川区民協議会

区民のつどい

7月1日(土)13時から15時30分

(開場:12時30分)

会場:神奈川公会堂

定員:300人 *マスク着用、当日、直接会場へお越しください。

※ 配慮の必要な方は事前にお申し込みください

※ 当日、発熱等の症状のある方は参加をお控えください。

★ 手話通訳・一時保育や配慮が必要な方は6月15日(木)までに電話かFAXかEメールで申込み

実際に過去に起きた災害映像を通じて、今後の備えを共有し、ハザードマップの有効な活用方法を学びます。

【申込み・問合せ先】

〒221-0824 神奈川区広台太田町 3-8

神奈川区民協議会事務局(神奈川区役所区政推進課)

電話:411-7021 FAX:314-8890

E-mail:kg-kusei@city.yokohama.jp

区民のつどい参加票

自治会町内会名 _____

お名前 _____

区民のつどい参加票

自治会町内会名 _____

お名前 _____

区民のつどい参加票

自治会町内会名 _____

お名前 _____

区民のつどい参加票

自治会町内会名 _____

お名前 _____

区民のつどい参加票

自治会町内会名 _____

お名前 _____

突然やってきた点検業者、 その高額補修契約、大丈夫？

「屋根の点検と称し、突然来訪した事業者に『瓦が壊れている』と言われ、その場で高額な屋根の補修工事の契約をした。さらに後日再び来訪し、追加の工事が必要だと迫られた。

突然来訪して契約を迫る点検業者への相談が寄せられています。言葉巧みに不安をあおり、一度契約をすると、次々と契約を迫るケースも。

- その場で決めず、家族や周囲の人にまず相談を！
- 必要のない契約はキッパリ断ろう！



～6月の消費生活教室のお知らせ～
「悪質な点検商法から身を守る」

令和5年6月29日(木)10:00～12:00

戸塚区役所8階大会議室AB

定員80名(当日先着順・直接会場へお越しください)



はまのタスケ

消費者トラブル おかしいな、困ったなと思ったら 気軽にご相談を

消費生活相談電話 **045-845-6666**

消費生活メールマガジン「週刊 はまのタスケ・メール」のご登録を！

〔平日 9:00～18:00〕
〔土・日 9:00～16:45〕

横浜市消費生活総合センター

検索